

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ

寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本シルバーボランティアズ(以下[JSV]という)が、定款第4条に基づき、実施する公益事業の実施に必要な資金として受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものである。

(寄付金の依頼)

第2条 寄付金の依頼に際しては、JSVの活動を明示した書面に基づき行わなければならない。

(寄付金の使途)

第3条 寄付金の使途は、寄付金額の50%以上を、定款第4条の公益目的事業に充当するものとする。

(領収書等の送付)

第4条 寄付金を受領した時は、遅滞なく礼状、領収書を送付するものとする。

(寄付金の辞退)

第5条 JSVとして、寄付金を受け入れるには、社会通念上不相当と認められる場合は受領しない。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第7条 この規程/細則の改変は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

(改廃) 第7条を、平成26年2月5日開催の理事会で議決。